

大麻取扱者免許申請指導要綱 説明資料

(趣旨)

第1条 大麻取締法（昭和23年7月10日法律第124号。以下「法」という。）に規定する大麻取扱者免許申請について適正な手続きを行うために行う行政指導に関し、その内容となるべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び大麻取締法施行規則（昭和23年7月22日厚生・農林省令第1号。以下「規則」という。）の例による。

【趣旨・概要】

- 1 本指導要綱は、大麻取扱者に対する行政指導の内容について、千葉県行政手続条例第34条に基づき定めるものである。従って、本指導要綱の内容は、あくまで相手側の任意の協力のよってのみ実現されるものであり、相手側に強制等義務を課すものではないことに留意しなければならない。また、本指導要綱に従わないことを理由とした相手に不利益となる取り扱いをしてはならない。
- 2 一方、本指導要綱は担当者等職員に対しては拘束力があるものである。但し、これはいわゆる行政規則に過ぎないものであることから、本指導要綱の内容と異なる内容であっても、権原のある決裁がある場合には、その決裁に基づいた内容が優先される。
- 3 なお、本指導要綱は、千葉県行政手続条例第34条に規定される行政指導指針に該当することから、公開しなければならない。また改正する場合には原則としてパブリックコメントを経なければならない。

(事前協議)

- 第3条 大麻取扱者免許申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、大麻取扱者免許申請をする前に、大麻栽培者免許申請にあつては大麻取扱者事前協議書(別記第1号様式)、大麻取扱者目的概要書(別記第2号様式)、大麻の栽培予定地に所有権、抵当権、その他権利を有する者の栽培同意書(別記第3号様式)、大麻の栽培予定地の隣接地に所有権、抵当権、その他権利を有する者全ての隣接同意書(別記第4号様式)、栽培予定地及び栽培予定地の隣接地の公図写(地目、地番、及び所有者の氏名が記載されたもの)、並びに栽培予定地の土地登記簿を、大麻研究者免許申請にあつては大麻取扱者事前協議書(別記第1号様式)、及び大麻取扱者目的概要書(別記第2号様式)を千葉県健康福祉部薬務課に提出し、協議するものとする。
- 2 大麻栽培者にあつては、千葉県健康福祉部薬務課は前項の協議において、大麻の栽培目的に十分な合理性が認められる場合として、大麻栽培が国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、次の各号に全て該当する場合であるか確認するものとする。
- (1) 栽培目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
 - (2) 栽培目的が、大麻そのものを使用するものでないこと。
 - (3) 申請者が、地域の祭事等を司る者で組織される団体、又はその団体に所属し代表としてこの団体を管理する者等、伝統文化を継承する者であり、かつ、栽培目的が、地域の伝統的祭事等伝統文化の継承のために必要不可欠で社会的有用性が認められるものであること。
 - (4) 必要とする大麻製品の代替品として適当なものが無い等、その栽培目的に十分な必要性が認められること。
 - (5) 大麻製品の供給が途絶える等、栽培目的に、大麻製品を必要とする者が自ら大麻栽培者免許を受けて大麻栽培をしなければならない緊急の必要があると認められること。
- 3 大麻研究者にあつては、千葉県健康福祉部薬務課は第1項の協議において、大麻の研究目的に十分な合理性が認められる場合として、大麻研究が、国民生活にとって必要不可欠で社会的有用性が認められる場合であり、次の各号に全て該当する場合であるか確認するものとする。
- (1) 研究目的は、大麻の吸食、鑑賞等、個人の趣味又は趣向によるもので無いこと。
 - (2) 研究目的が、薬物鑑定、犯罪捜査、麻薬探知犬の訓練等公共の福祉の増進に貢献するものであり、社会的有用性が認められるものであること。但し、大麻研究のため大麻の発芽実験等大麻栽培を行う場合は、その研究目的は、薬物鑑定又は犯罪捜査であること。
 - (3) 申請者が、官公庁、公的研究機関、又は公的医療機関において正職員として勤務する者であり、かつ、研究目的が、研究施設の設置者又は管理者の同意の下、業務として行うものであること。

【趣旨・概要】

本条は、大麻取扱者免許申請に係る事前協議について定めたものである。

大麻取扱者免許申請に関しては、その法の目的から、慎重な審査が必要となる。従来は申請をしようとする者に対し個別に「相談」という形で対応したが、手続きの公正の確保と透明性の向上を図るため、行政指導として事前協議を行うことを定めたものである。すなわち、この事前協議とは、大麻取扱者免許について法が厳格に規制していることから、申請内容を事前にチェックし、申請した場合の免許の見通しについて相手が把握しやすくすることを目的とするものである。

【解釈・運用】

- 1 本条第2項及び第3項は、具体的な協議内容について定めたものである。この協議内容は、大麻の栽培目的又は研究目的に十分な合理性があるかどうかについておこなうものである。具体的には審査基準のうち大麻の栽培目的又は研究目的の合理性の基準を満たしたものであるかどうかについて判断することとなる。そして事前協議の結果、申請したとしても免許は困難と判断される場合には、その旨を相手に伝えるものとする。
- 2 また、本条第1項で規定する事前協議のための提出書類については、次のとおりである。

大麻栽培者免許申請に関しては、大麻はその所持が禁止されていることから、栽培地の権原が重要になる。正当な権原の無い者が大麻を栽培したときには、栽培者が違法栽培になるだけでなく、栽培地に権利を有する者にまで違法となる恐れがあるからである。従って、申請予定者が栽培予定地について正当な権原を取得しているかどうかを確認する必要があるものである。
- 3 更に、大麻については栽培予定地だけでなく、その隣接地についても確認が必要となる。大麻は、違法薬物であることから栽培予定地の周辺住民が犯罪に巻き込まれる恐れがあるからである。従って、申請予定者は、栽培予定地だけでなく、栽培予定地の隣接地に権利を有する者についても同意があるか確認するものとする。
- 4 なお、この事前協議はあくまで行政指導なので、申請を拒むものではない。

また、この事前協議を経ないで提出された申請については、そのまま申請に対する処分を行う手続きを進めなければならない。但し、相手が申請を取り下げ事前協議を行うことに同意したときはこの限りではない。

(事前協議の適用除外)

第4条 前条の規定は、次の各号に該当する場合には適用しない。

- (1) 申請予定者が、過去に千葉県において大麻取扱者免許を受けた者であり、過去の申請と現在予定している申請の内容に変更が無い場合
- (2) 申請予定者の大麻の研究目的が、合理性があるものとして過去に千葉県健康福祉部薬務課が認めたものと全く同じ内容である場合

【趣旨・概要】

本条は、事前協議を必要としない場合について規定したものである。

【解釈・運用】

- 1 原則として大麻取扱者免許申請をしようとする者については、事前協議を行うものとするが、相手側への負担軽減や業務の合理化の観点から、必ずしも全ての申請に対し事前協議を行わなければならないというものではない。
- 2 事前協議の内容は、大麻取扱者免許申請の目的に十分な合理性が認められるかどうかについて行うものである。従って、合理性が認められた目的については、法改正や法の解釈変更が無い限り、判断基準は変わらないものとしなければならない。

- 3 本条第1号の規定は、既に千葉県内において大麻取扱者として免許を取得している者が、全く同じ内容で継続して申請する場合について、事前協議の対象から除外したものである。
- 4 本条第2号の規定は、既に千葉県内において大麻取扱者として免許を取得している者と同じ組織に所属し同じ目的で大麻取扱者免許申請を行おうとする者について、事前協議の対象から除外したものである。